

大東交番

令和6年11月11日 第5号

交番速報

掛川警察署
大東交番 72-2535
発行責任者 交番長



 自転車は車の仲間

自転車のスマホ・酒気帯び

罰則強化



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等

最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金